

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、将来受給することができる年金額に影響がでる以外にも、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため、経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請ができます。

申請免除 所得が少なく保険料を納めることができないときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象となり、所得に応じて次のように免除されます。

- ▼全額免除▼4分の3免除
- ▼半額免除▼4分の1免除
- ※一部免除を承認された方へ承認通知書と合わせて納付書が日本年金機構から送られてきますので、納付期限内に納付してください。

納付猶予 50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

申請免除等の承認期間と申請時期について 免除申請の承認期間は、原則7

月から翌年6月までです。令和5年度の免除申請は、7月1日から申請可能です。

*過年度の申請についても、申請月から2年1ヶ月前まで遡って免除申請が可能となりました。ただし、申請が遅れ、保険料が未納となっている場合には、障害基礎年金等を受け取れない場合もあります。免除を希望される場合は、すみやかに申請手続きを行なうようご注意ください。

問 川越年金事務所
TEL 049-1242-12657

福祉課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0716

5月12日は民生委員・児童委員の日

毎年5月12日～18日は、活動強化週間です。民生委員・児童委員は援助を必要とする方の福祉全般に関するさまざまな悩みや問題等の相談に応じています。また、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。相談内容に応じ、行政や関係機関へのパイプ役を務め、問題解決の手助けをします。

ほかにも6月に行なう予定の社会調査

環境課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0719

春の美化清掃運動の実施

生活環境の保全と公共衛生の向上を図り、快適な環境づくりを進めるため、美化清掃運動を行ないます。

日時・場所 5月28日(日)

8時30分から

※地域により実施日時・実施場所が異なる場合があります。各区の実施日時・場所については、区長、美化推進委員の方に直接お問い合わせください。

上下水道課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0728

水道水 安心・安全 これからも
6月1日(木)から
7日(水)は水道週間

水道週間は日常の暮らしに絶え間なく使われている水道について、理解と

や、社会福祉協議会の事業に年間を通じて協力しています。

まちづくり整備課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0721

昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅または兼用住宅が対象となります。なお、これらは診断・工事着手前の申請が必要で、申請の期限は令和5年11月30日です。

木造住宅耐震診断 耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で3万円・町内業者で3万7千円)

耐震改修診断 耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助(補助の上限が1.0未満と判断された住宅を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円))

木造住宅耐震改修 耐震診断の結果、安全性の総合評価が1.0未満と判断された住宅を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震化促進リフォーム 木造住宅耐震改修工事に併せて行なわれるリフォーム(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震改修費用 木造住宅耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震改修費用 木造住宅耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震化促進リフォーム 木造住宅耐震改修工事に併せて行なわれるリフォーム(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震改修費用 木造住宅耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

問合せ 町からのお知らせ

今月のピックアップ

コロナワクチン

子育て

図書館

お知らせ

くらしの掲示板

無料相談

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、将来受給することができる年金額に影響がでる以外にも、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため、経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請ができます。

申請者が困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象となり、所得に応じて次のように免除されます。

- ▼全額免除▼4分の3免除
- ▼半額免除▼4分の1免除
- ※一部免除を承認された方へ承認通知書と合わせて納付書が日本年金機構から送られてきますので、納付期限内に納付してください。

納付猶予 50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

申請免除等の承認期間と申請時期について 免除申請の承認期間は、原則7

問合せ 町からのお知らせ

問合せ

問合せ

問合せ

問合せ

問合せ

問合せ

問合せ

5月12日は民生委員・児童委員の日

毎年5月12日～18日は、活動強化週間です。民生委員・児童委員は援助を必要とする方の福祉全般に関するさまざまな悩みや問題等の相談に応じています。また、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配